

第 2 2 号議案

加東市閉校施設条例の一部を改正する条例制定の件

加東市閉校施設条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 2 月 2 6 日提出

加東市長 岩 根 正

加東市条例第 号

加東市閉校施設条例の一部を改正する条例

加東市閉校施設条例（令和 7 年加東市条例第 2 0 号）の一部を次のように改正する。

次の表により、次の各号に掲げるとおり改正する。

- (1) 改正前の欄に掲げる規定の下線を付した部分で、改正後の欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。
- (2) 改正前の欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後の欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改 正 前		改 正 後	
(名称及び位置) 第 3 条 閉校施設の名称及び位置は次のとおりとする。		(名称及び位置) 第 3 条 閉校施設の名称及び位置は次のとおりとする。	
名称	位置	名称	位置
旧社小学校屋内運動場	加東市社 1 5 5 0 番地	旧福田小学校屋内運動場	加東市沢部 6 1 3 番地 1

旧社小学校運動場	
旧福田小学校屋内運動場	加東市沢部6 1 3 番地 1
旧福田小学校運動場	
〔略〕	〔略〕

(使用料)

第9条 使用者は、次に定める使用料を、閉校施設を使用するまでに納付しなければならない。

名称	使用料
旧社小学校屋内運動場、旧福田小学校屋内運動場、旧米田小学校屋内運動場、旧三草小学校屋内運動場、旧鴨川小学校屋内運動場	〔略〕
旧社小学校運動場、旧福田小学校運動場、旧米田小学校運動場、旧三草小学校運動場、旧鴨川小学校運動場	〔略〕

2 〔略〕

旧福田小学校運動場	
〔略〕	〔略〕

(使用料)

第9条 使用者は、次に定める使用料を、閉校施設を使用するまでに納付しなければならない。

名称	使用料
旧福田小学校屋内運動場、旧米田小学校屋内運動場、旧三草小学校屋内運動場、旧鴨川小学校屋内運動場	〔略〕
旧福田小学校運動場、旧米田小学校運動場、旧三草小学校運動場、旧鴨川小学校運動場	〔略〕

2 〔略〕

備考 表中の〔 〕の記載は注記である。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

第 2 2 号議案 要旨

加東市閉校施設条例の一部改正（要旨）

1 改正理由

旧社小学校の一部を兵庫県に貸付け、市民の利用に供しないこととするため所要の改正を行うものである。

2 改正内容

名称及び位置並びに使用料の規定から旧社小学校の屋内運動場及び運動場を削ること。
(第 3 条及び第 9 条関係)

3 施行期日 令和 8 年 4 月 1 日